



『「改正育児休業法」について』

「育児休業」とは、労働者（日々雇用される方を除く）が、その子を養育するためにする休業をいいます。

育児休業は、原則として子が満1歳に達するまでで、労働者が希望する期間について取得でき、保育園に入れない場合などは、例外的に子が満1歳6ヶ月に達するまで育児休業期間を延長することができます。

今回の改正では、満1歳6ヶ月以降も保育園等に入れないなどの場合に、再度事業所に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳に達するまで延長できるようになりました。

これに伴い育児休業給付金の給付期間も子が満2歳に達するまでとなっています。

この改正により、例えば、12月で満1歳6ヶ月までの育児休業が終わり、時期的に入れる保育園を見つけることが難しい場合でも、比較的保育園に入りやすい4月まで育児休業を取得することができるようになり、これまで退職を余儀なくされていたような事態も回避することができるようになりました。

他の改正点としては、

- ・子の看護休暇（年5日）の取得単位柔軟化（半日単位での取得も可能に）
- ・有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和
- ・育児休業等の対象となる子の範囲
- ・事業主に育児休業等を理由とするハラスメント

（今回の担当：医療労務管理アドバイザー 浦部 博 社会保険労務士）

《HPへの掲載を始めました》

過去に掲載した記事が支援センターのホームページでも閲覧できるようになりました！

お問い合わせ・ご相談を無料でお伺いします！お気軽にご連絡ください！！

鳥取県医療勤務環境改善支援センター

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：<http://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/>

鳥取 勤務環境改善 検索